

重要事項説明書

(個人向けインターネット接続サービス)

本書は、ミテネインターネット株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する個人向けインターネット接続サービスについて、電気通信事業法その他関係法令に基づき、契約締結前にお客様にご理解いただきたい重要事項を説明するものです。本サービスのお申込みにあたっては、本書の内容を十分にご確認ください。

1. 事業者の名称等

事業者名：ミテネインターネット株式会社

※所在地、連絡先および受付時間等の詳細は、当社 Web サイトをご確認ください。

なお、本サービスに関するお問い合わせ窓口は、当社 Web サイトに掲載の窓口（フォーム）によります。

2. サービスの名称

個人向けインターネット接続サービス

3. サービスの内容

本サービスは、お客様の通信機器をインターネットに接続するための通信環境を提供するサービスです。本サービスはベストエフォート型サービスであり、通信速度、通信品質、通信の安定性等について、特定の水準を保証するものではありません。

4. 契約の成立時期および提供開始時期

- ・本サービスの利用契約は、当社が利用申込みを承諾した日をもって成立します。
- ・本サービスの提供開始時期は、回線工事の要否、設備状況等により異なり、契約成立後、一定の期間を要する場合があります。料金の発生時期（起算日）は、利用規約に定めるとおり契約成立日とします。ただし、課金開始日その他料金の取扱いについて、特約等又は個別条件に別段の定めがある場合には、当該定めが適用されます。
- ・設備状況、回線事情その他の理由により、本サービスの提供ができないと当社が判断した場合には、当社は、本サービスに係る契約を解除することがあります。

5. 利用料金および支払方法

(1) 利用料金

- ・本サービスの利用料金は、初期費用、月額費用、工事費用その他の費用で構成され、当社が別途定める料金表又は個別条件に定めるところによります。

(2) 支払方法

- ・支払方法は、口座振替、銀行振込、クレジットカード決済等、当社が指定する方法によるものとします。なお、当社が紙媒体による請求書又は口座振替案内書を郵送する場合には、当社が別途定める手数料をお支払いいただく場合があります。
-

6. 最低利用期間および違約金

- ・本サービスには最低利用期間が設定されており、当該期間は、本サービスの提供を開始した日の翌月1日から起算して3箇月間とします。ただし、契約形態、サービス内容又は当社が実施するキャンペーンその他の条件により、個別条件等において別段の定めをする場合があります。
 - ・最低利用期間内に、基本サービス又はオプションサービスが解約又は解除された場合には、契約形態に応じて、インターネット接続サービス利用規約又はミテネインターネットサービス契約約款に定めるところにより、違約金又は残存期間分の料金をお支払いいただきます。
-

7. 解約および契約解除

(1) お客様による解約

- ・本サービス（利用契約）の解約を希望される場合は、解約希望日の3箇月前までに、当社所定の方法により解約の意思表示を行っていただく必要があります。なお、オプションサービスの解約又は解除については、契約形態および適用される規約等により取扱いが異なる場合があります。

(2) 当社による解除

- ・お客様がインターネット接続サービス利用規約その他当社の定める規約又は契約形態に応じて適用されるミテネインターネットサービス契約約款に違反した場合、当社は、これらの定めに従い、事前の通知又は催告を行わずに契約を解除することがあります。
-

8. サービスの提供停止・提供中止

- ・当社は、インターネット接続サービス利用規約および契約形態に応じて適用されるミテネインターネットサービス契約約款その他当社が定める規約・約款等の定めに従い、本サービスの全部又は一部の提供を停止し、又は提供を中止することがあります。
 - ・利用料金のお支払いが確認できない場合、当社は規約・約款等に基づき提供停止を行い、相当期間経過後も解消されないときは契約を解除することがあります。なお、提供停止・解除までの時期は、未払い状況、当社の請求・督促状況等により異なります。
 - ・本サービスの提供停止又は契約解除に伴い、サービスに関連する機能やデータ等が利用できなくなる場合があります。
-

9. 通信品質および制限事項

- ・本サービスはベストエフォート型サービスであり、通信速度等を保証するものではありません。
- ・通信量や利用状況、ネットワークの混雑状況等により、通信速度の制限を行う場合があります（詳細は利用規約・個別条件に定めるところによります）。

10. 責任の範囲

- ・当社が本サービスの提供に関連してお客様に損害賠償責任を負う場合であっても、その範囲・上限等は、インターネット接続サービス利用規約および契約形態に応じて適用されるミテネインターネットサービス契約約款に定めるところによります。（例：当社の責に帰すべき事由による損害について、月額利用料金1箇月分相当額を上限とし、通常かつ直接の損害に限る等）。

11. 初期契約解除制度について

- ・本サービスは、電気通信事業法に基づく初期契約解除制度の対象となります。
- ・契約書面を受領した日から起算して8日以内であれば、当社所定の宛先に対し、書面による通知により契約を解除することができます。この場合、当社は違約金を請求しませんが工事が実施されている場合は実費相当額を請求する場合があります。

12. 適用される規約・約款

- ・本サービスの利用にあたっては、インターネット接続サービス利用規約、特約等（必要に応じて当社が定める特約または個別の合意）および当社が別途定める個別条件が適用されます。
- ・当社とお客様との契約形態により、ミテネインターネットサービス契約約款その他当社が別途定める約款が適用される場合があります。
- ・なお、オプションサービスについて当社が別途定める利用規約がある場合には、当該利用規約がインターネット接続サービス利用規約に優先して適用されます。

13. 個人情報の取扱いについて

- ・当社は、本サービスの提供に関連して取得するお客様の個人情報について、個人情報の保護に関する法律その他関係法令を遵守し、適切に取り扱います。
- ・当社が取得する個人情報の利用目的、第三者提供の有無、管理方法その他の取扱いの詳細については、当社が別途定めるプライバシーポリシーに定めるとおりにします。
- ・当社のプライバシーポリシーは、以下の当社 Web サイトに掲載していますので、あらかじめご確認ください。

<https://www.mitene.co.jp/privacy/>

ミテネインターネット株式会社

附則

2026年1月16日施行